

産業建設常任委員会審査概要報告書

委員長 山口 泰祐

- I 開催年月日 令和 2 年 6 月 23 日（火）
II 会議時間 午後 2 時 05 分～午後 2 時 39 分
III 出席委員等 〔出席委員〕◎山口 泰祐 ○薮中 一夫 角田 悠紀
石須 大雄 吉田健太郎 坂林 永喜
大井 正樹 金森 一郎 高畠 義一
(◎…委員長 ○…副委員長)
〔説明員〕 別紙名簿のとおり
〔委員外議員〕 なし
〔事務局職員〕 松本 武司 六土 幸拓
〔傍聴者〕 なし

IV 審査の概要

1 付託議案について

議案第 103 号 令和 2 年度高岡市一般会計補正予算（第 3 号）のうち本委員会所管分

以上、予算議案 1 件については、審査の結果、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決した。

〈 審査の過程における質疑は次のとおり。 〉

（以下、質疑・質問内容は ○、答弁内容は △ で表示）

【議案第 103 号のうち、消費活性化対策キャッシュレス還元事業について】

- 市内店舗のキャッシュレス決済の利用者に対し、最大 20%のポイント還元を行うことを想定し、還元額 2 億円により、約 10 億円の需要を生み出し、その経済波及効果を 16 億円規模と試算しているが、その算出根拠は。
△ 総務省が公表している産業連関表を基に算出したもので、10 億円の需要が生み出された際の、仕入れや生産等を含めた波及効果として、需要額のおよそ 1.6 倍に相当するとした。
○ 事業費はどのように見積もったのか。
△ 10 億円の需要額に対する 20%の還元額と、事業の執行に要する事務経費、広報費などである。全体の還元額については、多少の増減に対応できる仕組みにするとと

もに、ポイント還元額に到達した段階での広報をしっかりと行っていきたい。

- プロポーザル方式により選定した事業者が提供する電子決済サービスを利用することだが、現在、複数種類の電子決済サービスが存在する中で、選定した事業者が一種類のみの電子決済サービスを利用とした場合はどうなるのか。
- △ 電子決済サービスを単数社、又は、複数社にするかはプロポーザルの内容次第だが、事業者からの提案に応じて、まずは、参画される事業者、消費の双方において、沢山の方に利用していただけるような環境を作り出していきたい。

【議案第 103 号のうち、「遊興施設等」新型コロナウイルス感染防止緊急対策事業について】

- 1 事業者あたり、事業費 12 万 5 千円（消費税及び地方消費税額を含む。）以上の新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策への設備整備に対し、10 万円を補助することだが、足りないという声もすでに聞いている。12 万 5 千円に決定した根拠は。
- △ 県の新型コロナウイルス感染防止緊急対策事業の横展開の形をとることとしている。県へもヒアリングを行い、一定の基準に基づく算出により、12 万 5 千円が適当ではないかというアドバイスにも従い設定した。
- 補助対象設備については、「飛沫感染防止アクリル板」、「透明ビニールカーテン」、「非接触型自動水栓」、「換気扇」、「空気清浄機」、「トイレ内の人感センサー付き照明器具」、「店内の換気に必要な網戸」、「自動消毒液噴霧器」、「非接触型体温計」、「これらに類すると判断されるもの」としているが、「これらに類すると判断されるもの」とは具体的にどのようなものを想定しているのか。また、その判断は誰がどのように行うのか。
- △ 例えば、エアコンには換気機能や空気清浄機能付きのものがあり、それらを「換気扇」、「空気清浄機」に分類することとしている。新型コロナウイルス対策機器には様々な種類、機能がついていることから、これらの分類等は事業を担う商業雇用課で判断させていただく。
- 補助対象となる整備期間は、令和 2 年 4 月 1 日から 8 月 31 日とのことだが、「コロナ禍」と言われ始めたのが 3 月頃であり、3 月中に既に対策に取り組んでいる事業者もいたと思う。4 月 1 日以前に整備をされたものについてはどうなるのか。
- △ 緊急事態宣言や休業要請は 4 月に入ってから出されたことから、補助対象となる整備期間は 4 月からとしたい。

【議案第 103 号のうち、高岡に泊まろう！宿泊応援キャンペーン事業について】

- 高岡に泊まろう！県民割引キャンペーン事業費について、取り組みの経緯は。また、利用者は、急遽、宿泊施設が必要になることもあり、当日、ホテルのフロントに直接申込みされる方もいると思うが、その際の対応は。
- △ 本事業における市内宿泊施設の割引については、安価な料金形態が多い市内宿泊施設に対応できるよう取り組むものである。宿泊施設への電話予約または、ホームページでの申込みとしている。本事業の実施により、宿泊需要を喚起し、併せて本市の観光の魅力発信にもつなげたい。

【議案第 103 号のうち、高岡市シフト「新しい生活様式」支援補助金の拡大について】

○ 6 月定例会初日に提案された高岡市シフト「新しい生活様式」支援補助金と今回の拡充分の事業を厳密に分けて実施されるのか。

△ この事業は、既存部分、拡充部分を一括して行うこととしている。今回、補助内容を拡充し、新分野開拓チャレンジ事業補助金の補助率を 1/2 から 3/4 に引き上げる他、従前の設備整備の支援に加え、広告宣伝等の売上向上策の支援を加えた。また、例年、新分野開拓チャレンジ事業補助金では、市内の中小企業者が新分野進出・新事業展開を図るため、自社開発の製品、技術を見本市等への出展に補助をしているが、新型コロナウイルスの影響で応募が無い状況であり、事業者からは、見本市が中止になることを想定し、応募をためらっているとの意見を聞いていたため、今回の拡充において、主催者側の事情により、見本市等が中止となった場合も出展を前提として使用した経費上限 10 万円を補助することとした。

【議案第 103 号のうち、地場産業におけるスタジオ開設・オンライン支援事業について】

○ 整備予定のスタジオは特定の方の利用に留まる印象を受けるのだが、賑わいを生むための仕組みは考えているのか。また、体験者にスタジオを活用する権限を付与するとしているが、どのような使い方を想定しているのか。

△ 地場産業センター内にある、すず・漆器のものづくり体験の利用者に対し、特典としてスタジオを活用していただくこととしている。特に、若者がスタジオを利用し、写真、動画の撮影、編集をしていただき、インスタグラム等の SNS で情報を発信することで、裾野を広げ、ファン層の開拓につながることを期待している。

○ 外部の民間アドバイザーを活用し、新規に取り組む事業者の掘り起こしや意識醸成を図るとしているが、どのような方を民間アドバイザーとして想定しているのか。

△ コロナの影響下において、オンラインによる取引手段は非常に有効な手段であり、今後の生き残りには、オンラインと対面の両方での取引が必要になってくる。スタジオでは、紙媒体のパンフレットなどの写真や動画撮影での利用を想定しており、オンライン取引の馴染が無い伝統産業の事業者にとって、オンライン取引のきっかけにしたいと考えている。この事業では、撮影・発信アドバイザー業務として公募型プロポーザルを実施することとしており、撮影や EC サイトの活用、オンライン取引、SNS を活用した情報発信の知見を持っているかなども含め、事業者を選定していく。

○ 事業者は、県内の事業者か。又は首都圏の事業者か。

△ 首都圏、地元に限らず、門戸を開いて、応募を行いたい。

○ 市が事業費を捻出すべきなのか。

△ 本来であれば、事業の主体は地場産業センターであるが、各組合で取り組んでいただくきっかけになるよう、今回は市で事業化する。

○ 伝統産業関係の組合団体などとはどのように連携していくのか。

△ 高岡銅器や高岡漆器などの伝統産業分野の事業者の皆様にも積極的にスタジオを利用していただけるよう、プロポーザル方式により選定された民間事業者において

は、事業実施にあたって各組合などにも声掛けやヒアリングを実施するなど連携を図っていただくことを想定している。また、SNSを活用した情報発信に寄与するスタジオになると考えていることから、SNSや業界にも詳しい若い組合員の方々とも手を携えることで、我々では思いつかないアイデアも出されると思う。その利用法についても意見を交わし、より良いものにしていきたい。

【議案第 103 号のうち、本委員会所管事業について】

- 専門家からは新型コロナウイルス感染症には、第 2 波、第 3 波が発生する可能性を示唆しているが、本委員会の所管事業における対応は。
- △ 本市においても、新型コロナウイルス感染拡大第 2 波の発生も警戒はしていかなければならない。新型コロナウイルス感染症対策、経済活性化対策の両方に取り組んでいきたい。

〈 以上で委員会を閉じた。 〉

産業建設常任委員会 当局説明員（9名）

[illegible]